

地方独立行政法人大牟田市立病院
第3期中期目標の期間の終了時に見込まれる
第3期中期目標の期間における業務実績に
関する評価結果

大 牟 田 市

目 次

| | |
|---|---|
| 第3 期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価の方法 | 1 |
| ○地方独立行政法人大牟田市立病院の中期目標期間見込評価実施要領（抜粋） | |
| ○地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会 委員名簿 | |
| 第1 全体評価 | 2 |
| 1 評価結果 | 2 |
| 2 判断理由 | 2 |
| 3 第4 期中期目標期間に向けて | 3 |
| 第2 大項目評価 | 4 |
| 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を 達成するためにとるべき措置 | 4 |
| （1）評価結果 | 4 |
| （2）評価にあたり考慮した事項 | 4 |
| （3）課題、改善を期待する事項 | 5 |
| 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 | 5 |
| （1）評価結果 | 5 |
| （2）評価にあたり考慮した事項 | 5 |
| （3）課題、改善を期待する事項 | 6 |
| 3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 | 6 |
| （1）評価結果 | 6 |
| （2）評価にあたり考慮した事項 | 6 |
| （3）課題、改善を期待する事項 | 6 |
| ○ 用語解説 | 7 |

第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価の方法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（以下「法」という。）第28条第1項第2号の規定に基づき、地方独立行政法人大牟田市立病院の第3期中期目標期間（平成30年度～令和3年度）の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価を実施した。

評価に際しては、法第28条第4項に基づき、地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会の意見を聴くとともに、「地方独立行政法人大牟田市立病院に対する業務実績評価の基本方針」及び「地方独立行政法人大牟田市立病院の中期目標期間見込評価実施要領」に基づき、「項目別評価（大項目評価）」と「全体評価」を行った。

＜地方独立行政法人大牟田市立病院の中期目標期間見込評価実施要領（抜粋）＞

○項目別評価（大項目）・・・中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績の大項目ごとの達成状況について5段階による評価を行う。

- S：中期目標を大幅に上回り、特に評価すべき達成状況となる見込み
- A：中期目標どおり達成する見込み
- B：中期目標を概ね達成する見込み
- C：中期目標を十分に達成しない見込み
- D：中期目標を大幅に下回っている又は重大な改善すべき事項がある見込み

○全体評価・・・項目別評価（大項目評価）の結果を踏まえ、中期目標の期間の終了時に見込まれる業務実績の全体的な達成状況について、記述式による総合的な評価を行う。

＜地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会 委員名簿＞

| | 氏 名 | 役 職 等 |
|------|--------|-------------------------|
| 委員長 | 薬師寺 道明 | 久留米大学 名誉学長 |
| 副委員長 | 池上 恭子 | 熊本学園大学 商学部教授 |
| 委 員 | 杉 健三 | 大牟田医師会 会長 |
| | 河野 雄平 | 帝京大学福岡医療技術学部 医療技術学科 学科長 |
| | 小塩 美枝子 | 大牟田医師会看護専門学校 主事 |

第1 全体評価

1 評価結果

第3期中期目標期間の4年間（平成30年度～令和3年度）においては、第1期及び第2期に引き続き、救急医療の強化、地域医療連携の推進、がん診療を始めとする高度で専門的な医療の提供や患者本位の医療の実践に取り組んでいる。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、病院運営全般に多大な影響を受けたものの、職員が一丸となって安心安全な医療の提供に努めるとともに、収益の確保及び業務運営の改善と効率化を図っていることから、評価委員会の意見も踏まえ、「第3期中期目標を概ね達成する見込み」と判断した。

<大項目評価の結果>

| 大項目 | 評価 | |
|--|----|----------------|
| 第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 | B | 中期目標を概ね達成する見込み |
| 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 | B | 中期目標を概ね達成する見込み |
| 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 | B | 中期目標を概ね達成する見込み |

2 判断理由

第3期中期目標期間においては、平成30年度に自治体立優良病院総務大臣表彰並びに全国公立病院連盟会員優良病院表彰を受賞し、これは継続的に健全経営を維持してきたことや、救急医療をはじめ、高度で専門的な医療を提供していること等が評価されたものと考えられる。

特に、高度急性期及び急性期医療を担う地域の中核病院としての役割を果たせるよう、医師の確保や医療スタッフの専門資格の取得促進、最新の治療に必要な医療機器の計画的な更新など、中期計画の達成に向けて着実に取り組んでいる。

また、全国で自然災害が増加する中、大規模な自然災害が発生した際には、DMAT^{※1}等を派遣し被災地の医療救護活動を支援するとともに、「災害拠点病院^{※2}」としての役割を果たせるよう、院内の施設機能の充実を図るなど、災害への対応を積極的に行っている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、入院患者数、外来患者数及び手術件数が大幅に減少し、経営状況が非常に厳しくなっているものの、補助金等による収益の確保や徹底した費用の節減に努め、最終利益については独立行政法人化以降黒字を維持することができている。

以上のことから、目標値の達成が一部困難と見込まれる項目があるものの、大項目評価結果及び評価委員会の意見を踏まえ、「第3期中期目標を概ね達成する見込み」と判断する。

3 第4期中期目標期間に向けて

現在の医療を取り巻く環境を見ると、世界規模での感染症の拡大や、全国的な自然災害の増加等により、不測の事態にも対応できる診療体制の整備が求められている。

一方、人口減少や少子高齢化に伴う医療需要の変化により、病院経営を取り巻く環境が厳しさを増すことが予測される。

第4期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症の収束後の患者の受療行動を見極め、将来にわたって公的な役割を果たせるよう、地方独立行政法人としての自主性・自律性をいかし、更に効率的・効果的な業務運営を行い、経営基盤の強化を図ることが求められる。

また、地域の中核病院として、高度で専門的な医療を提供できる体制を確保するとともに、地域医療支援病院^{※3}としての役割を発揮し、住民及び地域の医療機関から信頼される病院となるよう努めること。

第2 大項目評価

1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 評価結果

B評価（中期目標を概ね達成する見込み）

| 事業年度評価結果 | | | | 第3期中期目標期間見込評価 | | |
|----------|-----|-----|-----|---------------|------------------|----|
| 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 法人の自己評価 | 自己評価に対する評価委員会の意見 | 評価 |
| A | A | B | — | B | 妥当 | B |

(2) 評価にあたり考慮した事項

①インフォームド・コンセント^{※4}の徹底やチーム医療の推進、高齢者医療の充実、接遇の向上など、患者本位の医療の実践に取り組み、令和元年度の新入院患者数については過去最高を記録した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、入院患者数が大幅に減少したため、病床稼働率向上対策会議を定期的を開催し、病床稼働率の向上に努めていること。

②新型コロナウイルス感染症が拡大する中、病院独自の災害レベル基準を設定し、院内感染防止対策に取り組むとともに、福岡県の協力医療機関として新型コロナウイルス感染症患者の受入を行ったこと。

③高度医療機器を計画的に更新・整備するとともに、医療スタッフの専門資格の取得を促進することで検査や治療の充実を図り、高度で専門的な医療の提供に努めたことにより、令和元年度の手術件数については過去最高を記録したこと。

④がん診療の取組については、常勤の放射線診断医2人及び放射線治療医1人を確保することができ、「地域がん診療連携拠点病院^{※5}」として体制整備を行うとともに、令和3年度に放射線治療装置の更新を行い、定位放射線治療などの高精度放射線治療にも積極的に取り組むこととしたこと。

⑤2人目となる常勤の救急専門医を確保し、「断らない救急医療」の更なる推進を図ったこと。

⑥大規模な自然災害が発生した際には、DMAT^{※1}等を派遣し被災地の医療救護活動を支援するとともに、「災害拠点病院^{※2}」としての役割を果たせるよう、院内の施設機能の充実を図るなど、災害への対応を積極的に行ったこと。

⑦地域包括ケアシステム^{※6}を踏まえた取組については、入退院の管理や患者支援などを一元的に行う患者総合支援部を新設し、入退院支援業務を行ったほか、地域の中核病院として、医療機関及び介護事業所等とも情報共有を推進し、更なる連携強化に努めたこと。

(3) 課題、改善を期待する事項

- ・高齢の患者が増加する中、高齢者医療の充実に努めること。
- ・新入院患者数、救急車搬送からの入院患者数ともに目標値の達成が困難な状況となったが、新型コロナウイルス感染症の収束後の患者の受療行動の変化を見極めながら、落ち込んだ患者数の回復に努めること。

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 評価結果

B評価（中期目標を概ね達成する見込み）

| 事業年度評価結果 | | | | 第3期中期目標期間見込評価 | | |
|----------|-----|-----|-----|---------------|----------------------|----|
| 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 法人の 自己評価 | 自己評価に対する評価委員 会の意見 | 評価 |
| A | A | A | — | B | 妥当 | B |

(2) 評価にあたり考慮した事項

①久留米大学教育関連病院として、医師派遣元の久留米大学との連携強化に取り組み、医師の確保に努めるとともに、多種多様な専門職によるチーム医療の推進を図ったこと。

②認定看護師・専門看護師資格取得資金貸付制度により、専門知識・スキルを有した人材の育成を図ったこと。

③収益の確保については、効率的な病床管理や適切な施設基準の取得を行うとともに、医療資源の有効活用を図りながら適正な医業収益の確保に努めたことにより、入院単価及び外来単価ともに目標値を大きく上回ったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により病床利用率及び新入院患者数については、目標値の達成が困難な状況となった。そのため、病床稼働率向上対策会議を定期的開催し、病床稼働率の向上に努めていること。

④費用の節減については、購入の必要性や業務委託の内容など、支出に関わる項目の全てを徹底的に検証するとともに、必要最小限度の予算執行にとどめるため毎月の予算管理を徹底し、材料費及び経費の節減を行ったこと。

⑤病院機能の向上を図るため、「病院機能評価^{※7}」を受審し、5回目となる認定更新を受け、継続的な業務改善に取り組んでいること。

(3) 課題、改善を期待する事項

- ・ 医業収益の確保に向け、病床稼働率の向上に努めること。
- ・ 働き方改革など社会情勢に応じた職場環境の整備及び人事給与制度の見直し等を行い、職員のモチベーションの維持・向上を図ること。

3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 評価結果

B評価（中期目標を概ね達成する見込み）

| 事業年度評価結果 | | | | 第3期中期目標期間見込評価 | | |
|----------|-----|-----|-----|---------------|------------------|----|
| 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 法人の自己評価 | 自己評価に対する評価委員会の意見 | 評価 |
| S | A | B | — | B | 妥当 | B |

(2) 評価にあたり考慮した事項

①健全経営の継続については、良質な医療を提供し続けていくために安定的な経営基盤の強化に努め、令和2年度は新型コロナウイルス感染症等の影響を大きく受けたものの、補助金等の医業外収益により黒字を維持し、第3期中期計画期間における4年間の経常収支比率^{※8}は104.6%の見込みであること。

②施設の維持補修等については、第3期中期計画期間に実施予定の大規模修繕工事を、予算額を大幅に下回る実績額で完了し、施設・設備の長寿命化を図るとともに、電子カルテシステムやCT装置や放射線治療装置といった高度医療機器についても財源の確保に努めながら更新することができたこと。

(3) 課題、改善を期待する事項

- ・ 安定的な経営基盤の強化に努め、単年度収支の黒字を維持すること。

《用語解説》

※1【DMAT】 P 2、P 5

Disaster Medical Assistance Teamの略。災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームと定義されている。医師、看護師、業務調整員（医師、看護師以外の医療職又は事務職員）で構成されており、専門的な訓練を受け、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（概ね48時間以内）に活動できる機敏性を有する。

※2【災害拠点病院】 P 2、P 5

緊急事態に24時間対応し、災害発生時に被災地内の重症の傷病者を受け入れ、また、搬送し、医師団を派遣するなど、地域の医療活動の中心となる機能を備えた病院のこと。

※3【地域医療支援病院】 P 3

地域医療を担う「かかりつけ医」等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有する病院として、都道府県知事が承認する病院のこと。

※4【インフォームド・コンセント】 P 4

患者・家族が医師等から診療内容などについて十分な説明を受け理解した上で同意し、治療方法を選択すること。

※5【地域がん診療連携拠点病院】 P 4

専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の整備、患者・住民への相談支援や情報提供などの役割を担う病院として、厚生労働大臣が適当と認め、指定した病院のこと。

※6【地域包括ケアシステム】 P 5

2025年を目処に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進するもの。

※7【病院機能評価】 P 6

公益財団法人日本医療機能評価機構が、医療の質と安全の向上を目的として、一定の基準に基づき、中立の立場から医療施設を評価したもの。評価を受けるかどうかは病院側の任意であり、審査料を払い基準を満たしているとして認定を受けると5年間有効とされるが、認定の更新には再審査が必要。認定を受けた病院は、広告にその内容を記載することが認められている。

※8【経常収支比率】 P 6

経常収支比率は、病院の収益性を示す指標。100%を超えると黒字を示す。

経常収支比率（%）

＝経常収益（営業収益＋営業外収益）÷経常費用（営業費用＋営業外費用）×100